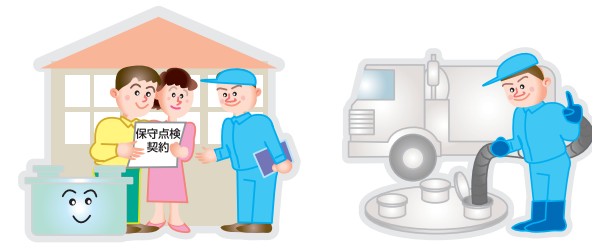


浄化槽の設置工事は登録業者に依頼しましょう

浄化槽設置工事は登録業者による施工が法律で義務づけられています

浄化槽の正常な機能を発揮させるには、適正な施工が必要不可欠です。
 浄化槽の設置は登録業者に依頼し、正しく施工しましょう。
 ※浄化槽の設置工事ができるのは、千葉県に業者登録(又は届出)をしている業者のみです。

定期的な保守点検及び清掃を実施しよう



保守点検の委託は、登録をした業者へ

浄化槽は、良好な状態に保つておくため、定期的に保守点検をする義務(浄化槽法第10条)があります。保守点検を委託する場合は、千葉県知事(千葉市、船橋市、柏市はそれぞれの市長)の登録を受けた業者をお願いしましょう。委託契約を結んだときは、契約済ステッカーを貼ってもらいましょう。

清掃の委託は、市町村長の許可を受けた業者へ

浄化槽内部では汚泥などが徐々にたまるため、法律によって年1回以上の清掃をする義務(浄化槽法第10条)があります。
 保守点検業者と相談のうえ、市町村長の許可を受けた業者に依頼して適切に清掃してください。
 清掃を行ったときには、清掃済ステッカーを貼ってもらいましょう。

定期的な法定検査を受けましょう

浄化槽の使用者は、浄化槽法に基づき、使用開始後及び毎年1回定期的に、指定検査機関による法定検査を受けることが義務づけられています。
 * 千葉県では、(社)千葉県浄化槽検査センターが知事の指定検査機関となっています。
 * 法定検査は浄化槽の設置者・管理者からの依頼(有料)により行われます。

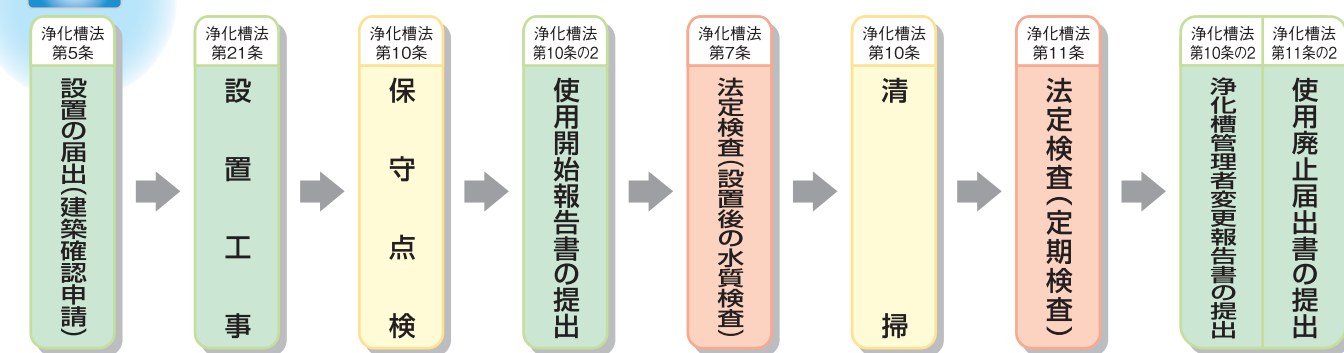
●使用開始後の検査(7条検査)

浄化槽を新たに設置したり、構造の変更等を行った場合に、使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に受ける検査です。
 浄化槽の設置工事が正しく行われたかどうか、浄化槽の機能が正しく発揮されているかどうかを確認するためのものです。

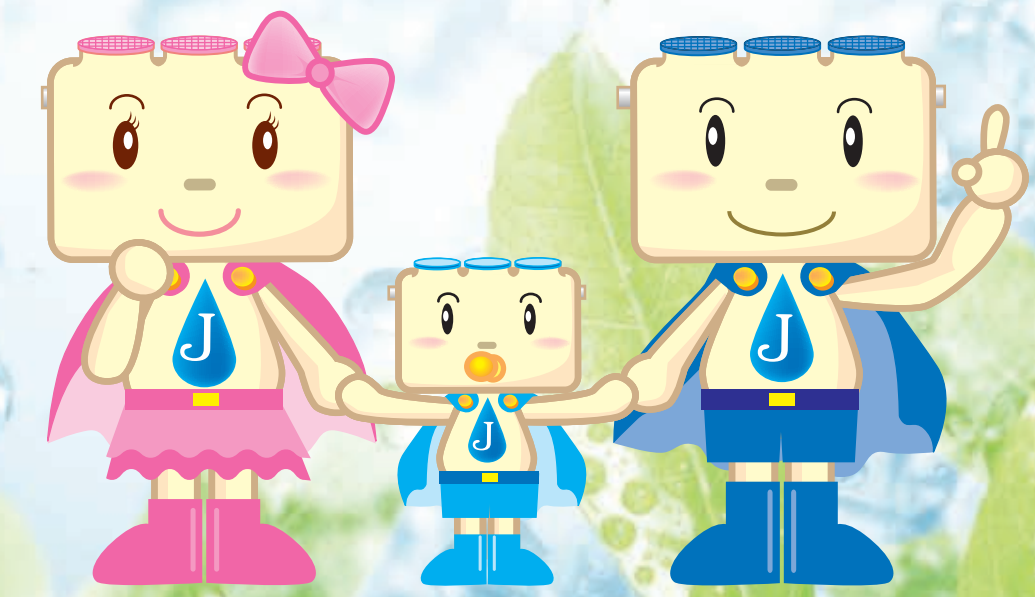
●定期検査(11条検査)

7条検査実施後、毎年1回、定期的に受ける検査です。
 保守点検や清掃が正しく行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを確認するためのものです。

浄化槽の設置と正しいおつきあい



もっと知りたい 浄化槽のいろいろ



千葉県浄化槽推進協議会 千葉県浄化槽団体連絡協議会

設置工事に関すること	一般社団法人 千葉県浄化槽協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 TEL043-246-2355 http://www.chijokyo.or.jp/
保守点検及び清掃に関すること	社団法人 千葉県環境保全センター	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 TEL043-245-4222 http://www.kankyohozen.com/
法定検査に関すること	社団法人 千葉県浄化槽検査センター	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 TEL043-246-6283 http://www.18.ocn.ne.jp/~cjk/